

戸田FAX情報

NO. 581

平成28年8月29日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

「株主リスト」が登記の必要書類となります —平成28年10月1日以降の登記の株主総会議事録の添付書類に—

商業登記規則の改正により、平成28年10月1日以降、株主総会の決議（株主総会議事録の添付）を必要とする事項の登記申請に当たっては「株主リスト」の添付が義務付けられました。（株主自体が登記されるわけではありません。）なお、株主総会が28年10月1日前でも登記申請を10月1日以後に行う場合には添付が必要です。

これは株主総会議事録を偽造して役員になりすまし役員の変更登記を行うなど、法人登記を悪用した違法行為が後を絶たないため、真実でない登記がされるのを防止する目的で、株主総会の決議を要する際に、決議を左右する主要株主のリストの提出を求めることとしたものです。

◎ 「株主リスト」とは

株主総会時における、（イ）「議決権数割合」（会社の総株主の議決権数に対する各株主の有する議決権数の割合）の上位10名の株主、又は（ロ）「議決権数割合」を上位から累計して2/3に達するまでの株主の、いずれか少ない数の株主について①株主の氏名・名称、②住所、③株式数（種類株式発行会社は、種類株式の種類及び数）、④議決権数、⑤議決権数割合の5点について法人代表者が証明したもの。以下はその記載例（なお、代表印は法人の印鑑登録印を捺印します。）

証 明 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇株主総会の第〇号議案につき、総議決権数に対する株主の有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、次の①と②の人数のうち少ない方の人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株式総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権の数に係る当該割合は、次のとおりであることを証明します。

- ① 10名
- ② その有する議決権の数の割合をその割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

	氏名又は名称	住所	株式数（株）	議決権数	議決権数の割合
1	A田 B女	東京都千代田区霞が関1-1	30	30	30.0%
2	C田 D男	東京都千代田区霞が関1-2	25	25	25.0%
3	E田 F女	東京都千代田区霞が関1-3	20	20	20.0%
			合計	75	75.0%
			総議決権数	100	

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印